

佐賀県高校生等奨学給付金の 上乗せ給付の御案内

学用品等の価格高騰の影響を踏まえ、佐賀県独自の緊急対策として高校生等の学びを支援するため、**給付額の上乗せ**を実施します！
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

■対象者

令和8年度の佐賀県高校生等奨学給付金事業において、

- ①保護者等全員の住民税所得割額が非課税である世帯
- ②保護者等全員の住民税所得割額の合算額が100円～105,500円未満の世帯
- ③保護者等全員の住民税所得割額の合算額が100,500円～182,500円未満の世帯

のいずれかとして認定を受けた方(家計急変世帯への支援を含む)

■上乗せ給付額

世帯区分	上乗せ給付額(年額)
■対象者①の世帯 通信制	50,500円(本来の給付年額) → 53,500円(+3,000円)
■対象者②の世帯 通信制	16,830円(本来の給付年額) → 17,830円(+1,000円)
■対象者③の世帯 通信制	12,630円(本来の給付年額) → 13,380円(+750円)

■給付時期

通常分の奨学給付金と合わせて給付を予定しています。(改めて申請いただく必要はありません。)